

日常生活用具給付対象品目一覧表

種目	品目	対象者	性能	耐用年数等	基準額（円）
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練ができる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者、又は知的障害の程度が重度又は最重度の者（常時介護を要する者に限る。）及び寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。原則として学齢児以上。）及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。原則として3歳以上。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上の者であって、家族等他人の介助を要する者に限る。）及び寝たきりの状態にある難病患者等。	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として3歳以上。）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介助者が対象者を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000

	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（18歳未満のみ。ただし原則として3歳以上。）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（18歳未満の者に限る。ただし原則として学齢児以上。）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200
自立生活支援	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上。）及び入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	90,000
用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上。）及び常時介助を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450
					手すり 5,400
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者知的障害の程度が重度又は最重度の者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、自立支援医療（精神通院医療）を受給している者で転倒の危険があると認められる者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	A 15,200 B 36,750 レディメイドの製品は 29,400
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	T字状、棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年	3,150 夜行材付とした場合は430円

				(全面夜行材とした場合は1,260円)、又は外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は270円増しとする。
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則として3歳以上)及び下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
特殊便器	上肢障害2級以上の者、又は知的障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齡児以上)及び上肢機能に障害のある難病患者等	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
火災警報器	身体障害等級2級以上の者、又は知的障害の程度が重度又は最重度である者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(火	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500

		災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)			
	自動消火器	身体障害等級2級以上の者、又は知的障害の程度が重度又は最重度である者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者、又は知的障害の程度が重度又は最重度の者	障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者2級以上の者（原則として学齢児以上。）	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同等程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上。）及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
	電気式たん	呼吸器機能障害3級以上又は同	対象者又は介護者が容易に使	5年	56,400

	吸引器	程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上。）及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	用し得るもの。		
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	3年	157,500
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者（原則として学齢児以上。）	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者（原則として18歳以上。）	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上。）	パーソナルコンピュータを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト。	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上。）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500
	点字器	視覚障害者（原則として学齢児	32マス、両面書き又は片面書	5年	10,400

	以上。)	きで、点筆によるもの。(価格には点筆も含む)		
点字タイプ ライター	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上。)	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100
視覚障害者 用ポータブル レコーダ ー (録音再生 機)	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	85,000
視覚障害者 用ポータブル レコーダ ー (再生機)	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの。		35,000
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上。)	文字情報と同一紙面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(原則として学齢児以上。)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000
盲人用時計	視覚障害者2級以上の者(原則として学齢児以上。)	音声式又は触読式によるもので、障害者が容易に使用し得るもの。	8年	音声式 13,300 触読式

				10,300
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として18歳以上。）	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字・映像等により通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	71,000 (ファックスの場合にあっては42,000)
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900
人工喉頭 (笛式)	音声・言語機能障害者であって、喉頭摘出を行った者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	5,000 (気管カニューレ付とした場合は8,100)
人工咽頭 (電動式)		顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	70,100 (電池及び充電器を含む。)
埋込型人工 喉頭用人工 鼻	音声・言語機能障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	呼気を加温及び加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シヤント発声を可能とするもの。	—	2箇月分の場合 46,200 1箇月分の場合 23,100
点字図書	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害者	点字により作成された図書（月刊や週間等で発行される雑誌を除く）。	年間6 タイト ル又は 24巻	一般図書の購入 価格相当額との 差額

排泄管理支援用具	ストマ装具 (畜便袋)	直腸機能障害者であって、腸管のストマを増設した者（紙おむつ等の給付を受けた者を除く）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	2箇月分の場合 17,200 1箇月分の場合 8,600 (1箇所当たり)
	ストマ装具 (畜尿袋)	ぼうこうの機能障害者であって、尿路変更のストマを増設した者（紙おむつ等給付を受けた者を除く）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	2箇月分の場合 22,600 1箇月分の場合 11,300 (1箇所あたり)
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者（ストマ装具の給付を受けた者を除く） ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着できない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	紙おむつ 脱脂綿、さらし、ガーゼ	—	2箇月分の場合 24,000 1箇月分の場合 12,000
			洗腸装具	6か月	12,000

		ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者			
収尿器 (男性用)	身体障害者(児)のうちぼうごう機能障害又は脊髄損傷等により高度の排尿障害のある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止のあるもので、ラテックス製又はゴム製。 A 普通型 B 簡易型	1年	A 7,700 B 5,700	
収尿器 (女性用)	身体障害者(児)のうちぼうごう機能障害又は脊髄損傷等により高度の排尿障害のある者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。	1年	A 8,500 B 5,900	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者(学齢児以上。)であって、障害程度が3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	対象者が現に居住する住宅及びその敷地内で、対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 様式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1回限り	200,000	